

## 個を支える地域づくり

生活困窮者自立支援事業・重層的支援体制整備事業

社会福祉法人 福山市社会福祉協議会  
生活困窮者自立支援センター

2024年3月11日

### 私たちを取り巻く社会は？

- ・人口減少社会
- ・超高齢化
- ・支え手の減少
- ・あらゆる世代の単身化(孤立しやすい環境)



これらを背景とした多様な課題が発生している。

ゴミ屋敷, 8050, 老老介護, ひきこもり, 支援拒否, DV・虐待, うつ・自死, 介護離職, 困窮・貧困, 孤立死, ダブルケア, ちょっとした困りごとを解決できない人の増加etc

## こうした社会情勢を受けた 国の福祉施策の方向性

---

- 社会参加を促進して健康寿命を延ばす
- 医療・福祉サービス改革
  - ICT・AI・ロボット等の活用・実用化
- 高齢者雇用
- 地域共生社会の実現
  - 支え手・受け手に分かれるのではなく、  
地域のあらゆる住民が役割をもち、  
相互に支え合う社会。

---

▶ 3

## 地域共生社会とは？→国の政策理念

---

【定義】制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

### 【必要なこと】

- 包括的相談支援体制→住民からの相談を断らない。まずは受け止める。
- 住民の主体的な活動の支援→地域の課題を「我が事」として考える住民を増やす。
- 福祉分野以外の分野との連携。

---

▶ 4

## 地域共生社会づくりに必要なこと (包括的相談支援体制)

生活上の困難を抱えている住民が地域において自立した生活を送ることができるよう、住民の支え合い活動と公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現

- 地域の行事やサロンや地域の居場所などで困りごとを抱えた人を発見→相談機関に連絡(相談を受けた相談機関は断らない・必ず受け止める)→相談機関の支援などで困りごとが解きほぐされる→もう一度地域住民の和の中につなぎ戻す。
- 包括的相談支援体制の相談機関として期待される機関
  - ・地域包括支援センター
  - ・障がい者基幹相談支援センター
  - ・生活困窮者自立支援センター
  - ・行政の各相談機関など

5

## 市内の主な地域福祉活動

「社会参加(サロン)」「見守り」「生活支援(お互いさま活動)」を中心とした地域づくり  
＜社会福祉法にもとづく市町村における包括的な支援体制の整備について＞

### 自治体概要

人口 459,863人  
面積 517.72km<sup>2</sup>  
小学校区 78  
中学校区 34  
日常生活圏域 11

- 相談機能を備えた多世代交流の場である「ふれあいサロン」「喫茶店風サロン」「高齢者等の居場所づくり事業」を市内56カ所に開設(その内、155カ所が週1回以上の開催)。
- ゴミ出しや家具の移動、外出時の付き添いなど、高齢者や障がいのちよとした困りごとの手助けをする「生活支援(お互いさま活動)」を行うグループが、市内に25団体超増加。
- 生活支援コーディネーターや社協地域担当者が、「居場所・サロン」「見守り」「生活支援(お互いさま活動)」などの地域の取組をサポートするとともに、住民からの困りごと・相談ごとを把握し、必要に応じて専門機関につなぐ。
- 高齢・障がい分野などの複数の事業を委託する社協内の総合相談体制を整備し、市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。(2023.2月末現在)

### 住民に身近な地域での取組

- 社会参加(サロン・喫茶・居場所)  
誰かが気軽に立ち寄れ、相談もできる多世代交流の場。福祉を高める会、自治会(町内会)、老人クラブ、NPO、ボランティア等多様な主体が運営。
- 自治会・自治会連合会
- 民生委員・児童委員・主任児童委員
- 福祉を高める会(地区社協)
- 見守り活動



### 生活支援(お互いさま活動)

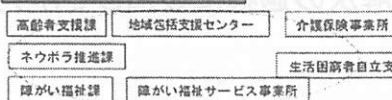
ゴミ出しや家具の移動、外出時の付き添いなど、高齢者や障がいのちよとした困りごとの手助けをする。(1時間100円～500円程度)



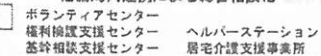
### くらしの相談窓口(社会福祉法人)

\*社会福祉法人の地域における公益的な活動の一つ。  
\*地域の身近な福祉サービスの窓口として、福祉や健康の相談を受け、関係機関の紹介や情報提供。101カ所で開設、665件。

### 市レベルでの取組



### 社協局内連携による総合相談化



福山市生活困窮者自立支援センターの概要  
(愛称：すまいる・ねっと・ワーク福山)

---

## チラシ参照

高齢・障がい・児童などの分野にとらわれず「生活に困った」という人ならだれでも相談ができる。

たくさんの困りごとを抱え、自分一人ではどうにもできない人から相談が多い。

---

7

## 生活困窮者自立支援センターの特徴

---

- 1 属性に縛られず「生活に困っている」と感じたら、だれでも相談できる。
  - 2 ただし、すぐに課題を解決する「手段」は持ち合わせていない。
  - 3 マンパワー(相談支援員)が、相談者に「伴走」することで、相談者自身が「なんとかしよう」という気持ちになることを支援する。
  - 4 さまざまな関係機関・団体同士の「顔が見える関係」づくり
  - 5 市民に生活困窮者の課題解決の過程に参加してもらう仕組みづくり
- 

8

2021年9月月刊福祉 認定NPO法人抱僕  
理事長 奥田知志さんのインタビューから

2000年5月にバスジャック事件が起きました。17才の加害者は中学校時代のいじめが原因で不登校になり、ついに事件を起こしてしまいました。事件前加害者の母親がある大学教授に出した手紙で、「いろいろ回りましたが動いてくださる先生はひとりもいらしゃらない」と嘆いていました。身につまされる思いと同時に違和感がありました。「動いてくれる人」ではなく「解決してくれる人」ではないか。当然、問題を解決してほしいが本音だけれども、「一緒に動いてくれる人」がほしいと率直に書かれていました。「一緒に動く」だけなら「自分にもできる」と思いました。すぐに解決できないが伴走はできる。ひとりにしないという支援の必要性を、あの手紙で確信しました。

9

生活困窮者自立支援センターのイメージ

- ▶ すぐにお金を貸してくれるところ？
- ▶ 高い給料の仕事を紹介してくれるところ？
- ▶ 借金をなくしてくれるところ？

10

## 生活困窮者自立支援制度について

### (1) 制度成立の背景

- ・ 2008年(平成20年)世界的な経済雇用情勢の悪化に伴い、生活保護世帯が全国的に急増 ⇒ 生活困窮者対策が急務となる
- ・ 2013年度(平成25年)12月 生活保護法改正および生活困窮者自立支援法成立 ⇒ 2015年(平成27年)4月1日施行 / 2018年(平成30年)10月1日改正

### (2) 制度の意義

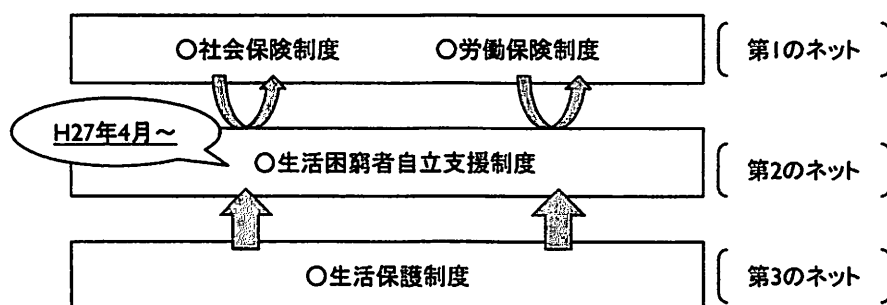
- ・ 生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行い、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る。
- ・ 複合的な課題があり現行制度のみでは支援困難な人に既存の制度・福祉サービスを活用しつつ、ワンストップで生活全般にわたる包括的な支援を提供する。
- ・ 地域の実態に合った形での展開を地域自ら選択し、地域づくりを描きながら導入する。

⇒ 対象者は？ 経済的な課題？

▶

11

## 生活困窮者自立支援制度について2



### ☆POINT

- ・ 生活保護に至る前の段階で支援を行う ⇒ 困窮状態に至る過程でキャッチ
- ・ 重層的なセーフティネット体制を構築する ⇒ 支援の選択肢を充実させる

▶ 12

## 生活困窮者自立支援制度について 3

---

### (3) 制度の理念

- (ア)生活困窮者の自立と尊厳の確保
- (イ)生活困窮者支援を通じた地域づくり

### (4) 生活困窮者支援のかたち

- (ア)包括的支援...複雑多様な課題に対し、多様なサービスを一括して提供する。
  - (イ)個別的支援...それぞれの事情や想いに寄り添い問題の打開を図る。
  - (ウ)早期的支援...できるだけ早期に対処することにより支援効果を高める。
  - (エ)継続的支援...個々の段階に応じて適切なサービスを提供する。
  - (オ)分権的・創造的支援...多様なセクターが連携・協働し柔軟で多様な取り組みを活かす。
- 

13

## 福山市における事業実施状況

---

### (1) 必須事業

#### ア 自立相談支援事業

- ・生活困窮者の相談に応じ、支援プランの作成、プランに沿った支援の実施
- ・関係各機関との連携(同行訪問等を含む)、ネットワークづくり

#### イ 住居確保給付金

- ・離職により住宅を失った又は失うおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃を補助する(限度額あり)。

### (2) 任意事業

#### ア 子どもの学習等支援事業

#### イ 家計改善支援事業

#### ウ 就労準備事業(社協以外の団体が実施)

---

14

## 生活困窮者支援を通じた地域づくり

▶だれでもどうぞ食堂

▶福・福ファーム

▶生活困窮者自立支援ネットワーク会議

15

### 事例1（コンシェルジュのような役割）

- ▶ Aさんは40代男性。妻と子ども3人の5人家族。国民健康保険税(料)が払えないと担当課へ相談に行き、すまいる・ねっと・ワーク福山(生活困窮者自立支援センター)につながりました。お話をお聴きすると、「失業し、家賃も払えない。雇用保険の適用なし。カードローンで100万円の借入れがある」とのことでした。
- ▶ すまいる・ねっと・ワーク福山の自立相談支援員は、Aさんと話し合い「早く就職して安定した生活を送る」という目標を立てました。
- ▶ まず、社会福祉協議会やフードバンクなどをお願いし、緊急の食料援助を行いました。
- ▶ つぎに、税や国民年金保険料の減免や短期健康保険証の発行、子どもたちの就学援助制度などについて市役所の関係課に同行し相談しました。
- ▶ さらに住居確保給付金(家賃額給付)の支給の検討を行うとともに、就労支援を行いました。
- ▶ そして100万円の借金を整理するために法律相談等を利用し、任意整理を行いました。
- ▶ 結果、Aさんは新しい就職先も決まり、再び安定した生活を手にいれました。



## 事例2 (スモール・ステップを積み重ねる)

40才代女性, ひとり暮らし, 10年前までは正社員として勤務していたが, 同居していた母親が要介護状態となり退職。時間の融通をつけるために, 派遣・アルバイトで生計を立てるも, 介護費用がかさみ, カードローンを利用する。3年前に母親がなくなると生きる気力を失い, アルバイトも, 部屋の片づけもできなくなる。家賃も滞納。そんな時, ネコを拾い飼育, その数が10匹に増えている。現在は, アルバイトを2つかけもち20万円位の収入を得ているが, ネコの餌代, 借金に追われている状態。

### ▶ 課題

多重債務, 多頭飼育, ゴミ屋敷, 頼る人がいない, 障がいの疑い

### ▶ 相談の経緯

動物愛護団体から生活困窮者自立支援センター

### ▶ 支援計画

民生委員とのつなぎ, 債務整理のための弁護士事務所への同行支援

動物愛護団体とネコの避妊・去勢計画

ボランティア及び近隣住民と部屋の片付け

## 事例3

### ▶ 経緯 検察庁 → 生活困窮者自立支援センター

80才代の母親の年金を使い込んだ息子60才代が, 遠方に住む妹に家を追い出され, 野宿生活。無銭飲食で逮捕, 拘留。出所後の支援を。年金140,000円/2か月

### ▶ 課題

浪費, 住まいがない, 食糧支援, 経済的基盤がない, 家族との関係が悪い, 生活必需品がない, いきがない

### ▶ 支援計画

短期宿泊先の確保と食料支援, アパート(施設)探しの同行, 金銭管理を行う人の確保, 保証人の確保(家族への連絡調整), 生活保護の申請と携帯電話の解約, 生活必需品の確保, 囲碁将棋書道教室の実施

## 事例 4

警察署から「70才代・男性のホームレスが倒れている、これから救急搬送するので、その後の支援をお願いしたい」と入電。

▶ 男性は3年前まで社員寮で生活していた。退職と同時に住まいを失い(保証人の確保ができず、また更新手続きを行う能力に乏しかったと思われる)、ホームレス状態となる。年金は270,000円/2か月。

▶ 課題

一時的に宿泊できる場所がない、衛生状態が悪い  
住まいがない(保証人がいない)。

▶ 支援計画

一時宿泊その後の居住支援、保証人の確保、  
医療とのつなぎ、家電製品などの使用方法を教える  
その他

▶ 19

## 重層的支援体制整備事業について

▶ 複合的な課題や制度・サービスでは対応できない課題

・ ひきこもり ダブルケア ごみ屋敷 支援拒否 8050  
その他

↑

課題を解決するための支援

つながり続ける支援

- 多機関でチームをつくり継続的に見守る
- サロンなどの住民主体の活動の場に出向き、困っている人の情報を入手し支援を届ける。

▶ 20

## 事例5

全体：地域の付き合い・持ち家(修理が必要)

- ▶【母親】80才代, 認知症の疑い, 年金70,000円/月, 地域包括支援センターの訪問を支援拒否
- ▶【本人】50才代, 精神疾患の疑い, 就労困難(内職5,000円/月), ボランティアグループで活動, 自家用車所持
- ▶【姪】20才代, 両親からの置き去り, 精神保健福祉手帳所持, 家族が障がいサービスの利用を拒否, 就労困難  
→支援拒否のため制度・サービスが利用できない(専門職の介入が困難)  
→自家用車を手放すことができず, 生活保護の申請ができず困窮状態が続く